

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

一般社団法人日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 80/100 を超えること）における令和 6 年度以降の新型コロナワクチン接種に係る収入金額の取扱いについて

平素より、医療行政の推進に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに事務連絡を発出いたしましたので、貴会におかれましては、御了知の上、貴会傘下の関係者へ適宜周知していただきますようお願いいたします。